

審査期間中における定款案の軽微な変更についての  
理事会への権限委譲について

**【決議事項】**

公益認定申請後に、公益認定等委員会審査員からの指摘により定款の変更を行わざるを得なくなった場合で、その変更が軽微なものに関しては、その変更に関する理事会議決をもって総会決議とすること（権限委譲）。

**【理 由】**

公益認定申請後に、公益認定等委員会審査員から種々の質問や修正の指摘が発生することが予想され、その中には定款の変更への指摘も考えられる。定款変更は総会決議事項となっており、総会を開催して決議すべきところではあるが、その変更が軽微なものに関しては総会を招集するのではなく、その変更に関する理事会議決をもって総会決議とできるように権限委譲することで、機動的な対応が可能となるようにするため。

以上